

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年7月7日)

開催日及び場所		令和5年6月22日(木曜日) 中会議室			
委員		佐々木 優 (税理士) 増谷 康博 (弁護士) 折原 博樹 (公認会計士)			
審議対象期間		令和4年10月1日～令和5年3月31日			
審議対象案件		236件 うち、1者応札案件153件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		16件 うち、1者応札案件11件 (抽出率6.8%) (抽出率7.2%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		0件	
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
簡易公募型プロポーザル			該当なし		
標準型プロポーザル			該当なし		
その他の随意契約			0件		

物品・ 役務等	一般競争	8件 うち、1者応札案件 6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	0件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	1 入札件数が前年同期より減っているが、その理由は何か。	1 前年度同期より少し件数が減っている。その時の予算や計画により件数は変動がある。
	2 D1は金額が大きい契約であるが、保育間伐の面積が大きいからか。 また、間伐した木材はどのように売るとか。	2 D1は保育間伐で重機等を使用し、23,700m ³ の数量を出すための作業であるが、1m ³ 当たり換算すると10,000円程度と特別過大な金額ではないと思っている。また、間伐した木材は当局が売払い（一部委託）を行っている。
	3 公共工事の入札で今回、従前の時期よりも一者応札より複数者による応札が多いように感じるが時期的なものがあるのか、理由は何か。	3 年度末に前倒しして相当数の入札を行っており、業者は今年度（4月、5月）の仕事を確認するため複数社による入札が多くなる傾向がある。
	4 森林保全整備事業で間伐等があるが、森林の状況によっては、同業種の業者が行った方がいいのか、それとも資格があれば他の業者でも問題はないのか。 また、資格があればどの業者が行っても同じような木材が生産されればいいとの印象に思えたが、業者によっては品質のよい木材が生産されると言うことはないのか。	4 資格があれば特段問題はないが、傾向として場所等地域的なことから遠方の森林管理署の入札に参加するより自社に近い入札の参加を優先するので、発注件数が多くなると競争性が働かなくなる傾向はあると思われる。 また、品質の面では有資格者であれば、長年どこかで受注して事業を行っているのでもそこまで品質の差は無いと考えている。

	<p>5 F19エゾシカ誘引捕獲事業では、特別な資格として環境省の講習とかあるが、同じ囲いワナ事業では特別な資格の記載がないが、その理由は何か。</p> <p>6 F35は見回り、給餌業務とあるが、入札が必要なのか。</p> <p>7 同じ事業内容（例えば建設機械賃貸借契約）で特別な参加資格が必要なものと必要がないものの違いは何か。</p> <p>8 随意契約FZ1は競争性のない随契の理由として、慈善のため設立した救済施設からとあるが、これはどういう施設か。</p> <p>9 F3で入札執行調書を見ると2者になっているが1者無効とあるが、その理由は何か。</p>	<p>5 当該欄は、1者応札の場合に記載することになっており、記載内容は特別な資格要件の中から担当者が抽出しているため、相違がある。</p> <p>6 会計法では契約方法は基本一般競争入札に付することになっており、予定価格が100万円を超えない役務契約の場合は随意契約ができることとなっているが、F35は予定価格が100万円を超えていることから一般競争入札で実施したものである。</p> <p>7 資格に作業主任者を配置とあるのは高さ2m以上の作業がある場合等作業条件によって資格が必要になる。</p> <p>8 これは障害者就労施設を優先して発注することを国の方針としており、合致する内容があれば発注をする。この契約は2施設が該当したものである。また、札幌市で施設を紹介してくれる場合もあり施設に確認し条件が合えば発注している。</p> <p>9 2者応札ではあったが入札書と内訳書の金額が一致しなかったため無効となり、結果として1者入札となったものである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。